

「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」の改訂について

平成29年4月26日  
日本商工会議所 国際部

今般、経済産業省が公開している資料「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」が改訂されましたので、下記のとおりご連絡いたします。

## 記

### 1. 主な変更点

#### ・委託生産者に関する説明の追加 (P18)

A社が生産に係る企画、仕様の決定、原材料の調達、支給又は指定等を行ってB社に製造させるなど、製造全般の管理・指揮等を行っている場合、当該産品が特定原産品であることを明らかにする資料を提出できるのであれば、A社、B社共に生産者に当たり、原産品判定依頼を行うことができます。

上記（委託生産）の場合、これまで、必要に応じて製造委託契約書や製造仕様書、納品書といったB社との関係を示す書類の提示を求めておりましたが、今後、同書類の提示に代えて誓約書を提出することが可能になりました

※誓約書の例は、「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」のP18に掲載。

なお、誓約書を提出した場合であっても、B社との関係を示す書類の保存義務が免除されるわけではありません。同書類は保存いただいたうえで、それに代えて誓約書の提出が可能になるという趣旨ですので、ご注意ください。

### 2. 原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示 (2017年4月改訂)

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/gensanchi/roo\\_guideline.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf)

以上